

フリーランス・事業者間取引適正化等法の 概要及び勧告事例について

令和7年9月9日（火）
公正取引委員会事務総局
フリーランス取引適正化室長 小林慎弥



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

フリーランス・事業者間取引適正化等法の目的・概要

目的

働き方の多様化が進展する中で、個人として業務を受託する事業者（フリーランス）が安定的に業務に従事する環境を整備するため、フリーランスに係る取引の適正化と就業環境の整備を図る

概要

「特定業務委託事業者」

：組織（従業員を使用する）

※「従業員」には短時間・短期間等の
一時的に雇用される者は含まない

業務委託

「特定受託事業者」

：個人（従業員を使用しない）

取引の適正化

○ 特定業務委託事業者の義務

- ① 取引条件の明示 ※ 1
- ② 期日における報酬の支払

（原則受領日から60日以内のできる限り短い期間内）

※ 1 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様

○ 特定業務委託事業者の禁止行為 ※ 2

- | | |
|---------|-------------------|
| ① 受領拒否 | ⑤ 購入・利用強制 |
| ② 報酬の減額 | ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請 |
| ③ 返品 | ⑦ 不当な給付内容の変更、やり直し |
| ④ 買ったたき | |

※ 2 1か月以上の業務委託である場合

就業環境の整備

○ 特定業務委託事業者の義務

- ① 募集情報の的確表示
- ② 育児介護等と業務の両立に対する配慮 ※
- ③ ハラスメント対策に関する体制整備
- ④ 中途解除等の事前予告、理由開示 ※

※ 6か月以上の業務委託である場合

○ 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について
報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告、命令、公表をすることができる

※ 勧告及び命令は、公正取引委員会又は厚生労働大臣のみがすることができる

公正取引委員会におけるこれまでの取組及び法施行後の状況

令和6年度運用状況

- ・ 申出件数 92件
- ・ 新規着手件数 137件
- ・ 処理件数(うち指導件数) 96件(54件)

うち45件の指導概要を公表



施行準備期間

- ・ フリーランス取引適正化室の設置
- ・ 関係政令等の整備・ガイドラインの策定等
- ・ 法施行前の状況調査(10月公表)

11月1日
施行

施行後(～令和7年3月)

- ・ 相談対応 5,018件(年間)
- ・ 周知広報



1 業務委託の内容

月刊誌等に関する原稿、写真データ、イラスト等の作成、ヘアメイクの実施等

2 特定受託事業者

フリーのライター、カメラマン等

3 違反行為の概要

(株)小学館は、**特定受託事業者191名**に対し、

(株)光文社は、**特定受託事業者31名**に対し、

- 1 業務委託をした際、直ちに、**取引条件を明示しなかった。**
- 2 **報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。**

勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

①取締役会の決議

（今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと等を確認）

②特定受託事業者との取引について、取引条件の明示及び期日までの報酬の支払の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる

③研修を行うなど、社内体制を整備



1 業務委託の内容

音楽教室のレッスン、入会前の体験レッスンの実施、
発表会や音楽イベントでの演奏等

2 特定受託事業者

音楽教室の講師等

3 違反行為の概要

- ・ 特定受託事業者97名に対し、業務委託をした際、直ちに、取引の条件を明示しなかった。
- ・ 特定受託事業者86名に対し、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。
- ・ 特定受託事業者11名に対し、**無償で体験レッスンを行わせたことにより、特定受託事業者の利益を不当に害していた。**

勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

- ①体験レッスンの対価に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で、速やかに支払う
- ②取締役会の決議(今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと等を確認)
- ③特定受託事業者との取引について、取引条件の明示、期日までの報酬の支払及び不当な経済上の利益の提供要請の禁止の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
- ④研修を行うなど、社内体制を整備 など

フリーランス法 法執行と広報の連動例

1 指導公表の1週間後から、指導事例の解説動画をX, Facebookに投稿



X及びFacebookに4回にわたり投稿。
まとめ版を、YouTube公正取引委員会
チャンネルで配信。



2 勧告の公表と同時に、注意喚起のためのフライヤーを公開

出版業界の取引も
フリーランス法の対象です

例えば、雑誌の制作で外部に委託する、
広告作成、取材、ヘアメイクの実施、写真の撮影、
原稿の作成、編集作業、誌面等のデザイン、
原稿の翻訳、記事の監修、撮影道具の手配
なども、フリーランス法の対象取引に該当します。

知ることは、自らを変えることー

個人で学ぶ
パンフレット

組織で学ぶ
説明会動画

業界で学ぶ
講師派遣

フリーランス法の全
体像と具体的な義
務の内容を網羅で
きる必読書。

対象となる事業者
や取引、取引の適
正化の義務と禁止
行為について説明。
社内研修等にご活
用ください。

事業者団体等が開催
する説明会、研修等
へ職員を講師として
派遣しています(※個
別の企業の社内研修
等は不可)。
開催形式、説明時間、
内容等、御要望を踏
まえ柔軟に対応しま
す。お気軽にご相談
ください。

↓ 詳しい情報はここから ↓
公正取引委員会ウェブサイト
フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組



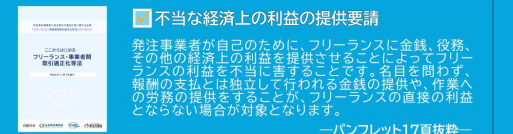
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

出版業界に対し、
本法の対象となる
ことを自覚してもら
い、対応を促した。

同様の違反行為
に対する注意喚起

無料体験レッスンを、
無償でやらせていませんか？

例えば、レッスンを委託しているフリーランスに、
入会前の無料体験レッスンを無償で行わせることで、
フリーランスの利益を不当に害することは、
フリーランス法違反
(不当な経済上の利益の提供要請)
に該当します。



↓ 詳しい情報はここから ↓
公正取引委員会ウェブサイト
フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組



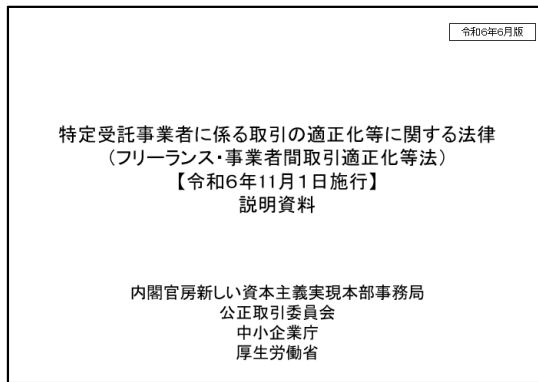
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

フリーランス法 各種資料・広報コンテンツ

1 各種資料

URL: https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html

【説明資料】



【パンフレット】



【Q & A】



2 特設サイト

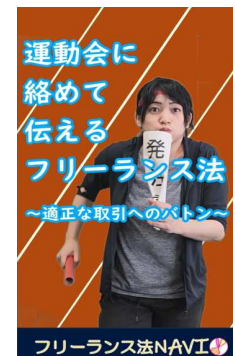


(↑特設サイトトップ画像)

URL: https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2025/index.html

- ・ポイント解説動画
- ・法律の概要
- ・理解度診断
- ・あるあるチェックなど

3 YouTube動画



YouTube公正取引委員会チャンネル
「フリーランス法NAVI」